

三猿之律

平市公報

第卅一號

昭和十五年十月十五日

詔書

大義ヲ八紘ニ宣揚シ坤輿ヲ一宇タラシムルハ實ニ皇祖皇宗ノ大訓ニシテ朕ガ夙夜眷々措カザル所ナリ而シテ今ヤ世局ハ其ノ騷亂底止スル所ヲ知ラズ人類ノ蒙ルベキ禍患亦將ニ測ルベカラザルモノアラントス朕ハ禍亂ノ戡定平和ノ克復ノ一日モ速ナラントニ軫念極メテ切ナリ乃チ政府ニ命ジテ帝國ト其ノ意圖ヲ同ジクスル獨伊兩國トノ提攜協力ヲ議セシメ茲ニ三國間ニ於ケル條約ノ成立ヲ見タルハ朕ノ深ク擇ブ所ナリ

惟フニ萬邦ヲシテ各々其ノ所ヲ得シメ兆民ヲシテ悉ク其ノ培ニ安ンゼシムルハ曠古ノ大業ニシテ前途甚ダ遼遠ナリ爾臣民益々國體ノ觀念ヲ明徴ニシ深ク謀リ遠ク慮リ協心戮力非常ノ時局ヲ克服シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼セヨ

御名御璽

昭和十五年九月二十七日

各國務大臣副署

平市公報 第卅一號 昭和十五年十月十五日 (毎月一回十五日發行)

内閣告諭號外

日獨伊三國條約ノ締結ニ當リ、畏クモ 大詔ヲ渙發セラレ、帝國ノ嚮フ所ヲ明ニシ、國民ノ進ムベキ道ヲ示サセ給ヘリ。聖慮宏遠洵ニ恐懼感激ニ堪ヘザルナリ。

恭シク惟フニ世界ノ平和ヲ保持シ、大東亞ノ安定ヲ確立スルハ、我ガ肇國ノ精神ニ淵源シ、正ニ不動ノ國是タリ。昨秋歐洲戰爭ノ發生ヲ見、世界ノ騷亂益々擴大シ、底止スルトコロヲ知ラズ。是ニ於テカ速ニ禍亂ヲ戡定シ、平和克復ノ方途ヲ講ズルハ、現下喫緊ノ要務タリ。適々獨伊兩國ハ帝國ト志向ヲ同ジウスルモノアリ。因リテ帝國ハ之ト相提攜シ、夫々大東亞及歐洲ノ地域ニ於テ新秩序ヲ建設シ、進ンデ世界平和ノ克復ニ協力センコトヲ期シ、今般三國間ニ條約ノ締結ヲ見ルニ至レリ。

今ヤ帝國ハ愈々決意ヲ新ニシテ、大東亞ノ新秩序建設ニ邁進スルノ秋ナリ。然レドモ帝國ノ所信ヲ貫徹スルハ前途尙遼遠ニシテ、幾多ノ障礙ニ遭遇スルコトアルベキヲ覺悟セザルベカラズ。全國民ハ謹デ、聖旨ヲ奉體シ、非常時局ノ克復ノ爲益々國體ノ觀念ヲ明徴ニシ、協心戮力、如何ナル難關ヲモ突破シ、以テ聖慮ヲ安ンジ奉ランコトヲ期セザルベカラズ。是レ本大臣ノ全國民ニ望ム所ナリ。

昭和十五年九月二十七日

内閣總理大臣公爵近衛文麿

告示第二六號

一、昭和十五年九月一日現在平市陪審員資格者名簿
右昭和十五年十月一日ヨリ七日間當市役所ニ於テ縦覽ヲ供ス

昭和十五年九月二十六日

平市長 青 沼 鋒 太 郎

告示第二七號

平市會ノ議決ヲ經タル昭和十五年度平市歳入歳出追加更正豫算ノ要領左ノ如シ

昭和十五年十月一日

平市長 青 沼 鋒 太 郎

昭和十五年度平市歳入歳出追加更正豫算

歳 入

- 一金六拾四萬九千四百拾九円
- 一金五拾九萬五千五百八拾六円

追加更正豫算高
既定豫算高

歳 出

- 一金貳拾九萬壹千七百參拾貳円
- 一金參拾四萬九千七百參拾八円
- 一金參拾五萬七千六百八拾七円
- 一金貳拾四萬五千八百四拾八円
- 經常部臨時部合計金六拾四萬九千四百拾九円
- 同 金五拾九萬五千五百八拾六円
- 歳入出差引殘金ナシ

經常部追加更正豫算高
同 既定豫算高
臨時部追加更正豫算高
同 既定豫算高
追加更正豫算高
既定豫算高

告示第二八號

昭和十五年度分市稅徵收期限左ノ通定ム

昭和十五年十月十一日

平市長 青 沼 鋒 太 郎

一 地租附加稅	前期 十月十五日ヨリ	後期 十月十五日ヨリ	同月二十五日限リ
一 營業稅附加稅	前期 十月十五日ヨリ	後期 十月十五日ヨリ	同月二十五日限リ
一 釐區稅附加稅	前期 十月十五日ヨリ	後期 十月十五日ヨリ	同月二十五日限リ
一 家屋稅附加稅	前期 十月十五日ヨリ	後期 十月十五日ヨリ	同月二十五日限リ
一 自動車稅附加稅	前期 十月十五日ヨリ	後期 十月十五日ヨリ	同月二十五日限リ
一 漁業權第一種稅附加稅	前期 十月十五日ヨリ	後期 十月十五日ヨリ	同月二十五日限リ

告示第二九號

平市稅賦課徵收條例左通定ム

昭和十五年十月十一日

平市長 青 沼 鋒 太 郎

平市稅賦課徵收條例

第一章 總 則

第一條 市稅の賦課徵收に關しては法令其他に別段の規定あるものを除くの外本條例の定むる所に依る

第二條 市稅として賦課するもの左の如し

一、國稅附加稅

地租附加税
 家屋税附加税
 營業税附加税
 鑛區税附加税
 二、縣稅附加税
 船舶税附加税
 自動車税附加税
 電柱税附加税
 不動産取得税附加税
 漁業權税附加税
 狩獵者税附加税
 藝妓税附加税

三、獨立稅

市民税
 舟車税
 自轉車税
 荷車税
 金庫税
 扇風機税
 屠畜税
 犬税

第三條 市税を分ちて年税、月税、季税、臨時税とし其の賦課期日に於て納稅義務を有する者に之を賦課す

第四條 市税は特に規定せるものを除くの外年税は四月一日、月税は其の月一日、季税及臨時税は其の事實發生の日を以て賦課期日とす

第五條 年税は其の税額を二等分し前期及後期の二期に分ち之を賦課徴收す但し特に規定せるものは此の限に在らず

第六條 月税、季税及臨時税は全額を一時に賦課徴收す

第六條 連脱に係る税金は當該年度の課率に依り其の全額を一時に賦課徴收す

第七條 納稅義務者は本條例の定むる所に依り市長に市税賦課に關する申告を爲すべし

第八條 前條の申告を爲さず又は申告を爲すも不相當と認むるときは市長は其の課稅標準を査定す特別徴收義務者に於て徴收すべき税額の報告を爲さず又は報告を爲すも不相當と認むるとき亦同じ

第二章 賦課

第九條 地租附加税は年税とし地租額を標準として賦課期日現在に於て地租(地租法第七十條該當の地租を含む)を納むべき義務を有する者に之を賦課す

第十條 家屋税附加税は年税とし家屋税額を標準として賦課期日現在に於て家屋税を納むべき義務を有する者に之を賦課す

第十一條 前二條の賦課該其の課稅客体の承繼ありたる場合に於ては後期分は其の承繼を爲したる者に對し十月一日現在を以て之を賦課す

第十二條 營業税附加税は年税とし營業税額を標準として八月一日現在に於て營業税を納むる義務を有する者に之を賦課す

第十三條 法人及地方税法(以下法と稱す)第七條該當の納稅義務者に對しては營業税の決定ありたる都度其の全額を一時に賦課す

第十四條 鑛區税附加税は年税とし鑛區税額を標準として賦課期日現在に於て鑛區税を納むべき義務を有する者に其の全額を一時に賦課す

第十五條 船舶税附加税は年税とし船舶税額を標準として賦課期日現在に於て船舶税を納むべき義務を有する者に其の全額を一時に賦課す

於て船舶税を納むべき義務を有する者に之を賦課す

第十五條 自動車税附加税は年税とし自動車税額を標準として賦課期日現在に於て自動車税を納むべき義務を有する者に之を賦課す

第十六條 電柱税附加税は年税とし電柱税額を標準として賦課期日現在に於て電柱税を納むべき義務を有する者に之を賦課す

第十七條 漁業權附加税(漁業權第一種附加税を除く)は年税とし漁業權税額を標準として賦課期日現在に於て漁業權税を納むべき義務を有する者に一時に之を賦課す

第十八條 縣税の月税及臨時税附加税は各其の本税額を標準とし本税決定の日現在に於て各本税を納むべき義務を有する者に本税と同時に之を賦課す

第十九條 第十二條乃至第十七條の各附加税にして賦課期日後新に本税の決定ありたるときは其決定の日を以て賦課期日とし一時に之を賦課す
第二十條 獨立税(市民税を除く)の課税標準及賦課額は別表の定むる所に依る

第二十一條 市民税は年税とし十月一日現在を以て左の各號の一に該當する者に之を賦課す

一 本市内に一戸を構ふる個人又は一戸を構へざるも獨立の生計を営む個人

二 前號に該當せざるも本市内に事務所、營業所又は家庭敷を有する個人

三 本市内に事務所又は營業所を有する法人 但し法人税及特別法人税を賦課せられざる法人に對しては此の限に在らず

前項第三號の法人に付ては其の事務所又は營業所毎に市民税を賦課す
第一項第一號に該當する者は世帯主又は家族中主なる所得を有する者を以て納税義務者とし之を賦課す

第二十二條 左に掲ぐる者には市民税を賦課せず

一 貧困に依り生活の爲公私の救助を受け又は扶助を受くるもの
二 學校生徒にして修業の爲一戸を構へ又は學校に寄宿し若は他家に同居する者

三 被傭人にして其の傭主の家に同居し又は一定の場所に合宿する者
四 藝、娼妓、給仕人にして雇主又は抱主の家に同居する者
五 軍事扶助法に依り生活扶助を受くる者

六 公共團體及宗教團體の事務所
七 賦課期日前一ヶ年以上引續き事業を爲さざる法人の事務所又は營業所

八 個人又は法人にして一時の目的の爲滞在し又は事務所若は營業所を設くる者

第二十三條 市民税は納税義務者の資力を標準として其の生活並に業態の状況に依り斟酌し之を賦課す

前項の資力は左の各號に依り之を定む

一 第二十一條第一項第一號の個人に付ては其の所得額

二 第二十一條第一項第二號の家屋敷を有する個人に付ては其の敷地、建物(附屬建物を含む)の賃賃價格

三 第二十一條第一項第二號の事務所又は營業所を有する個人並に同第三號の事務所又は營業所を有する法人に付ては其の敷地建物(附屬建物を含む)の賃賃價格並に事務所、營業所に要する經費(仕入品原料品の代價其の他に之に類するものを除く)

前項第三號に該當する者にして敷地、建物の賃賃價格を算定し難きときは其の賃賃料年額に依る 但し其の賃賃料不適當と認め又は賃賃料なきものに付ては類似の賃賃料に比準し市長之を定む

第二十四條 第二十三條第二項第一號の所得額は左の各號の規定に依り計

算す

一 營業に非ざる貸金の利子並に公債、社債、預金及貯金の利子は前年中の収入金額

二 一時恩給、及之に類する退職給與は前年中の収入金額より支拂者を異にする毎に五千円を控除したる金額

三 山林の所得は前年中の總収入金額より必要経費を控除したる金額、賞與又は賞與の性質を有する給與は前年三月一日より其の年二月末日迄の収入金額

四 法人より受くる利益若しくは利息の配當又は剩餘金の分配は前年三月一日より其の年二月末日迄の収入金額、但し無記名株式の配當に付ては同期間内に於て支拂を受けたる金額、株式の消却に因り支拂を受くる金額又は退社に因り持分の拂戻として受くる金額が其の株式の拂込済金額又は出資金額を超過するときは其の超過金額は之を法人より受くる利益の配當と看做す

五 俸給、給料、歳費、年金(郵便年金を除く)恩給(一時恩給を除く)退給料及此等の性質を有する給與は前年中の収入金額但し前年一月一日より引續き支給を受けたるに非ざるものに付ては其の年の豫算年額

六 前各號以外の所得は前年中の總収入金額より必要の経費を控除したる金額、但し前年一月一日より引續き有したるに非ざる資産營業又は職業の所得に付ては其の年の豫算年額

七 信託財産に付生ずる所得に關しては其の所得を信託の利益として享受すべき受益者が信託財産を有するものと看做して所得額を計算す

第一項第一號第三號及第五號の所得に付ては被相続人の所得は之を相續人の所得と看做し第七號の所得に付ては相續したる資産又は營業は相續人が引續き之を有したるものと看做して其の所得額を計算す

但し被相続人の資力算定の標準たる所得額に算入したるものは此の限りに在らず

第二十五條 前條第一項第三號及第七號の規定に依り總収入金額より控除すべき経費は種苗、蠶種、肥料の購買費、家畜其の他のものの飼養料、仕入品の原價、原料品の代價、場所物件の修繕料又は借入料、場所物件又は業務に係る公課雇人の給料其の他収入を得るに必要なるものに限る、但し家事上の費用及之に關聯するものは之を控除せず

第二十六條 第二十四條第一項第七號の規定に依る所得計算に付損失あるときは同條第一項第六號の規定に依る所得より之を差引きて計算す

第二十七條 第二十四條乃至前條の規定に依り算出したる金額一萬二千圓以下なるときは其の所得中俸給、給料、歳費、年金(郵便年金を除く)恩給(一時恩給を除く)退給料、賞與及此等の性質を有する給與に付ては其の十分の一、六千圓以下なるときは同十分の二、三千五百圓以下なるときは同十分の三、二千圓以下なるときは同十分の四、千圓以下なるときは同十分の五に相當する金額を控除す

第二十八條 第二十一條乃至前條の規定に依り算出したる金額三千五百圓以下なる場合に於て納税義務者及之と生計を共にする同居者中年度開始の日に於て年齢十四歳未満若しくは六十歳以上の者又は不具廢疾者あるときは納税義務者の申請に依り其の所得より左の各號の規定に依る金額を控除す

一 所得千圓以下なるとき

年齢十四歳未満若しくは六十歳以上の者又は不具廢疾者一人に付七十圓

二 所得二千圓以下なるとき

一人に付五十圓

三 所得三千五百圓以下なるとき

一人に付三十圓

前項の不具廢疾者とは心神喪失の常況に在る者、聾者、啞者、盲者其の他重大なる傷疾を受け又は不治の疾患に罹り常に介護を要する者を謂ふ
第二十九條 左の各號の一に該當するものは市民税納稅義務者の資力算定の標準たる所得額に之を算入せず

- 一 軍人從軍中の俸給及手當
- 二 扶助料及傷疾疾病者の恩給又は退隱料
- 三 旅費、學資金、法定扶養料及救助金
- 四 第二十四條第一項第七號の所得中營利の事業に屬せざる一時の所得
- 五 日本の國籍を有せざる者の外國に於ける資産營業又は職業より生ずる所得

第三十條 市民税の賦課標準たる資力は左の各號の規定に依り之を個數に換算す 但し端數は四捨五入し一個未満のものは之を一個とす

- 一 第二十三條第二項第一號の所得に付ては第二十四條乃至前條の規定により算出したる所得額五百圓以下なるととき百圓に付九個、千圓以下なるととき百圓に付十個、同五千圓以下なるととき百圓に付十二個、同一萬圓以下なるととき百圓に付十五個、同一萬圓を超ゆるるとき百圓に付十八個とす
 - 二 第二十三條第二項第二號の賃貸價格に付ては賃貸價格百圓に付十五個とす
 - 三 第二十三條第二項第三號の賃貸價格に付ては賃貸價格百圓に付十五個とし、經費に付ては經費千圓以下なるととき百圓に付十個、同三千圓以下なるととき百圓に付十二個、同五千圓以下なるととき百圓に付十四個、同一萬圓以下なるととき百圓に付十六個、同三萬圓以下なるととき百圓に付十八個、同三萬圓を超ゆるるとき百圓に付二十個とす
- 前項に依り算定したる各納稅義務者の個數は其の生活並に業態の狀況に依り之を斟酌す

市民税は前二項に依り定めたる納稅義務者の資力個數に應じ等級を設け之を賦課す

第三十一條 市民納は其の年十月一日現在の納稅義務者の數に六圓を乗じたる額を以て其の年度の賦課總額とす

第三十二條 市民納稅義務者の賦課額は賦課總額を各等級毎の總資力個數に按分したる額を其の等級の納稅義務者口數に按分したる額とす

第一項に依り按分したる一納稅義務者の賦課額が千五百圓を超ゆるものあるときは千五百圓に止め其の超過額は前項の賦課額が千五百圓に達せざる自餘の納稅義務者の資力個數に按分し前項の賦課額に合算し賦課す

第三十三條 市民税の賦課總額並に第三十條第二項及第三項の事項は毎年度納期開始前市會之を決定す

各納稅義務者の賦課額は前條の規定により市長之を定む

第三十四條 市民税を納むる義務を有する者は毎年十月五日迄に第一號に掲ぐる者は第一號様式第二號に掲ぐる者は第二號様式に依り左記事項を市長に申告すべし

一 第二十三條第二項第一號に掲ぐる者は所得の種類、所得の生ずる場所、所得の基礎、總收入金額、所得者の氏名

二 第二十三條第二項第二號及第三號に掲ぐる者は建物の所在地建物の棟數、建物並に敷地の坪數、賃借料、經費、法人に在りては其の姓名稱、代表者氏名

前項所得の申告を爲す場合、第二十八條に依る所得額の控除を受けんとする者は第一號様式に依り同時に其の申請を爲すべし

第三十五條 舟税、自轉車税、荷車税、金庫税及犬税は年税とし賦課期日現在を以て其の所有者に全額を一時に賦課す 但し左の各號の一に該當するものには之を賦課せず

一 官公署學校及慈善の用に供するもの

- 二 警察官吏の所有にして職務上専用の自轉車及軍人傷痍記章を授與せられたる者の所有にして本人専用の自轉車
- 三 軍事扶助法に依り扶助を受ける者の専用するもの
- 四 軍用適種犬にして帝國軍用犬協會の犬籍簿に登録せられたるもの
賦課期日後新に前項の納稅義務發生したる者には其の發生したる月の翌月より月割を以て一時に賦課す
- 第三十六條 扇風機稅は季稅とし扇風機を使用する者に其の全額を一時に賦課す
- 第三十七條 屠畜稅は隨時稅とし屠殺の都度其の獸畜の所有者に一時に之を賦課す
- 第三十八條 第三十五條及第三十六條の納稅義務を生じたる者は七日以内に第三號様式に依り左の事項を市長に申告すべし
 - 一 物件の種類名稱
 - 二 物件の取得年月日
 - 三 舟に付ては噸數、間數、用途、發動、馬力數及定繋所
 - 四 自轉車に付ては二輪車、三輪車の別、二輪車に付ては車輪直徑並に定置所
 - 五 荷車に付ては其の種類、荷臺尺積及定置所
 - 六 金庫に付ては其の高さ及所在地
 - 七 扇風機に付ては其の長さ及所在地
 - 八 犬に付ては其の飼育所 但し軍用犬に付ては之を證する資料
 - 九 納稅義務者の本籍及住所氏名(本市内に住所なき者は本籍及所在地)
- 第三十九條 屠畜稅納稅義務者は屠畜に付警察署の許可以前其の書類を市長に提示し當該稅金を納付すべし
- 第四十條 舟、自轉車、荷車、犬に付ては第三十八條の規定に依る申告の際第四號様式に依る鑑札の交付を受くべし

- 鑑札は舟に在りては鑑の内部、自轉車に在りては車体の前柱、荷車に在りては荷台の右方側面前部に附着し、犬に在りては頸環に釘付け又は堅牢なる紐を以て頸部に吊下ぐべし
- 第四十一條 左の場合に於ては其の都度事由を申告し鑑札の再交付を受くべし
- 一 車体又は舟體を變更したるとき
 - 二 鑑札を毀損亡失し又は鑑札を取外したるとき
- 前項の場合に於ては舊鑑札を返納すべし 但し鑑札を返納することを得ざるときは其の鑑札番號及事由を届出づべし
- 鑑札の盜難又は遺失の場合は警察官吏の證明を受け直に市長に届出づべし 但し其の鑑札を發見したるときは直に之を返納すべし
- 第四十二條 第三十五條に規定する課稅物件を賣買、讓渡又は廢止したるときは直に其の旨を市長に届出づべし
- 前項廢止の届出を爲すときは其の鑑札あるものは同時に之を返納すべし
- 第四十三條 第四十一條又は前條の手續を爲さず、其の鑑札を使用する者あるときは市長又は市稅檢査員之を押收す
- 第四十四條 第四十條に規定する鑑札は賣買、貸借、讓渡又は讓受を爲すことを得ず
- 第四十五條 國稅附加稅は左の課率を以て之を賦課す
- | | |
|--------------------------|------------|
| 地租附加稅 | 本稅の百分の二百六十 |
| 家屋稅附加稅 | 同 百分の二百六十 |
| 營業稅附加稅 | 同 百分の二百六十 |
| 鑛區稅附加稅 | 同 百分の十 |
| 第四十六條 縣稅附加稅は左の課率を以て之を賦課す | |
| 舟船稅附加稅 | 本稅の百分の百 |
| 自動車稅附加稅 | 同 百分の百 |

電柱税附加税	同	百分の百
不動産取得税附加税	同	百分の百
漁業権税附加税	同	百分の百
狩獵者税附加税	同	百分の百
藝妓税附加税	同	百分の百

第三章 普通徴收

第四十七條 市税の徴收は左の期限に依る

一年税二期徴收のもの	前期 四月十日より	同月二十五日限
地租附加税	後期 十月十日より	同月二十五日限
家屋税附加税	前期 七月十日より	同月二十五日限
	後期 十二月十日より	同月二十五日限
營業税附加税	前期 八月十日より	同月二十五日限
	後期 十一月十日より	同月二十五日限
自動車税附加税	前期 六月十日より	同月二十五日限
	後期 十二月十日より	同月二十五日限
二 同 一期徴收のもの	全期 四月十日より	同月二十五日限
船隻税附加税、電柱税附加税、漁業権第一種税附加税		

全期 六月十日より	同月二十五日限
市民税	
全期 十二月十日より	同月二十五日限
舟税、自轉車税、荷車税、金庫税、犬税	
全期 五月十日より	同月二十五日限

三月 税

藝妓税附加税
本税と同時に

四季税、隨時税
不動産取得税附加税、漁業権税第二種附加税、狩獵者税附加税
本税と同時に

扇風機税、屠畜税
市長の定むる日

徴收期限の末日が休祭日に當るときは其の翌日を以て期限とす
年税又は月税にして連脱其の他の事由に依り第一項第一號乃至第三號の期限に徴收することを得ざりしものに付ては市長其の徴收期限を定む

第四十八條 納税者左の各號の一に該當し酌量すべき事情ありと認むるときは其の申請に依り市長は納税延期を許すことを得

一 水火風震等の災害を蒙りたる者

二 徴兵、召集等に因り一時生計の擔當者を失ひたる者

三 疾病の爲收入の途を失ひたる者

四 其の他特別の事情ある者

前項の申請は納期限前第五號様式に依り市長に之を爲すべし

第四十九條 納税者過誤納其の他の事由に依り下戻を受けんとするときは納付年月日、税目金額及事由を具し、第六號様式に依り市長に請求す

べし

第五十條 市税を納期限迄に完納せざるときは納期限後三十日目迄に市長は督促状を發す

前項の督促状には七日以内に於て期限を指定す

第五十一條 督促状を發したるときは手数料として一通に付金二十錢を徵收す

第五十二條 本市以外にある滞納者に對しては前條の外其の實費を増手数料として徵收す

第五十三條 督促手数料は別に納額告知書を發せず徵稅令書に併記し滞納税金と同時に之を徵收す

第五十四條 督促状の指定期限迄に税金及督促手数料を完納せざるときは九十日以内に滞納處分に着手す

第五十五條 法第二十四條の規定に依り徵收すべき市税延滞金の割合は一日に付税金額の一分の四とす

第五十三條の規定は延滞金の徵收に付之を準用す

第四章 特別徵收

第五十七條 藝妓税附加税の徵收は藝妓置屋業者（法人に在りては其の代表者）又は酌婦の抱主をして之を行はしむ 自前藝妓は藝妓置屋業者と看做す

第五十八條 前條の徵收義務者（以下特別徵收義務者と稱す）は毎月二十日迄に其の徵收すべき藝妓税附加税を納付書に依り市金庫に納入すべし

前項に依り徵收すべき藝妓税附加税に付ては徵稅令書を發せず

第五十九條 特別徵收義務者は納稅者より藝妓税附加税の拂込みありたるときは第七號様式の領收證を交付すべし

第六十條 特別徵收義務者は毎月一日現在を以て其の徵收すべき藝妓税附加税の税額を算定し其の月五日迄に第八號様式に依り之を市長に報告すべし

第六十一條 特別徵收義務者は藝妓、酌婦の異動ありたるときは知事に提出したる異動報告の寫を添へ市長に届出つべし

第六十二條 特別徵收義務者は第九號様式に依る藝妓税附加税徵收簿を備付くべし

前項の徵收簿は當該年度經過後五年間之を保存すべし

第六十三條 特別徵收義務者正當の事由に依り藝妓税附加税を徵收すること能はざるに至りたるときは其の年度別月別、拂込年月日、金額、藝妓氏名並に事由を明記し第十號様式により既納税金の還附を市長に請求すべし

市長前項の請求を受けたるときは其の請求を受けたる日より十四日以内に之を決定し還附を要するときは直に之を還附す

第六十四條 第四十九條の規定は特別徵收義務者の納むる藝妓税附加税に第五十條乃至第五十五條の規定は特別徵收義務者に於て第五十八條第一項の期限迄に税金の拂込みを爲さざる場合に之を準用す

第六十五條 法第四十一條の規定に依る取扱費は藝妓税附加税納入額の百分の二とし特別徵收義務者に交附す

第五章 検査

第六十六條 法第八十一條の規定による臨検又は検査は市長の命じたる吏員をして之を行はしむ

前項により命を受けたる者は市税検査員とす
第六十七條 臨検又は検査事項の概要左の如し

一 課税標準の適否

二 遁脱の有無

三 特別徴収義務者の徴収並に徴収手續の適否

四 前各號の外必要なる事項

第六十八條 市税検査員臨検又は検査を行ふ場合は第十一號様式の設定する検査證票を携帯し受検者の要求あるときは之を提示すべし

第六十九條 市税検査員臨検又は検査を行ふ場合は受検者又は其の家族若しくは雇人等に立會ふべし

第七十條 市税検査員は臨検又は検査上必要ある場合は警察官吏の立會若しくは助力を求むることを得

第六章 罰 則

第七十一條 詐欺其の他不正の行爲により市税を遁脱したる者に對しては其の遁脱したる税額の五倍に相當する金額(其の金額十圓未満なるときは十圓)以下の過料を科す

第七十二條 左の各號の一に該當する者に對しては二十圓以下の過料を科す

- 一 第四十一條又は第四十二條の手續を爲さずして鑑札を使用する者
- 二 正當の事由なくして臨検又は検査若しくは第六十九條の立會を拒みたる者
- 三 帳簿物件の提供を拒みたる者
- 四 本條例に規定する申告届出を怠り又は虚偽の申告を爲したる者
- 五 特別徴収義務者にして本條例の規定に違反したるもの

附 則

第七十三條 本條例は昭和十五年度分より之を適用す 但し家屋税附加税に關する規定は昭和十七年度分より之を適用す

第七十四條 昭和十五年度分及昭和十六年度分の家屋税附加税は縣稅附加税として左の課率を以て之を賦課す

家屋賃賃價格の百分の四、五五
第七十五條 昭和十五年度分の市税(月税、季税、臨時税を除く)徴收期限は市長之を定め稅期開始前之を告示す

第七十六條 昭和二年四月縣令第四十號福島縣稅務徵收規則施行細則の規定により交付を受けたる自轉車鑑札は當分の間第四十條の規定により交付を受けたる鑑札と看做す

第七十七條 左の條例規則は昭和十四年度分限り之を廢止す
昭和十三年三月七日平市稅督促及督促手數料條例
昭和十三年三月七日平市稅賦課徵收規則

市税獨立稅課稅標準及賦課額

舟	稅 目	等 級	課 稅 標 準	賦 課 額
第一種發動機船(五噸未満ヲ除ク)	六五四三二一	等	四十馬力以上	年稅金 貳拾八圓
第二種發動機船	五	等	三十馬力未滿	同 同 同 同 同
第三種發動機船	四	等	二十馬力未滿	同 同 同 同 同
第四種發動機船	三	等	十馬力未滿	同 同 同 同 同
第五種發動機船	二	等	五馬力未滿	同 同 同 同 同
第六種發動機船	一	等	五馬力未滿	同 同 同 同 同

所得ノ内譯

所得ノ種類	所得ノ生 スル場所	所得ノ基礎	總收入金額	所得金額	備考	所得者氏名

第二號様式

市賦課徴收
條例ニ依ル
建物及敷地並ニ經費申告書

種類	事項	項
一、建物ノ所在地		
二、建物ノ棟數		
三、建物ノ坪數		

四、敷地ノ坪數	五、總經費	六、法人ノ名稱		七、法人代表者氏名
		差引	經費	

第三號様式

獨立稅納稅義務發生申告書

區別	事項	由
一、物件ノ種類名稱		
二、物件ノ取得年月日		
三、物件ノ大サ其ノ他		
四、物件所在地、定置所 定置所又ハ飼育所		

右平市賦課稅徴收條例第三十八條ノ規定ニヨリ及申告候也

昭和 年 月 日

右申告者

佳所氏名

印

昭和 年 月 日

本籍 住所(住所ナキ者ハ滞在在在)

右申告者 氏名

氏名

印

平市長殿

第四號 様式

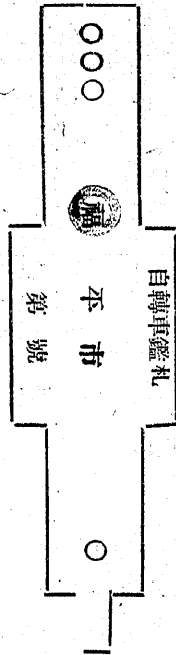
舟鑑札

縦三寸 横二寸(木製)

第 號	第 號
舟 鑑 札	免 稅 舟 鑑 札
住 所	住 所
氏 名	氏 名
間(噸)數	間(噸)數
定 繫 所	定 繫 所
平 市	平 市
役 所	役 所
昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日

第 號	第 號
免 稅 舟 鑑 札	免 稅 舟 鑑 札
住 所	住 所
氏 名	氏 名
間(噸)數	間(噸)數
定 繫 所	定 繫 所
平 市	平 市
役 所	役 所
昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日

自轉車鑑札



- 一、鑑札ハアルミニウム製トス
- 二、長四寸八分、幅一寸トス
- 三、文字ハ凹字赤色トス

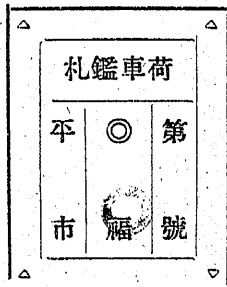
犬鑑札

- 一、鑑札ハアルミニウム製、長一寸七分、幅五分トス
- 二、文字ハ凹字赤色トス



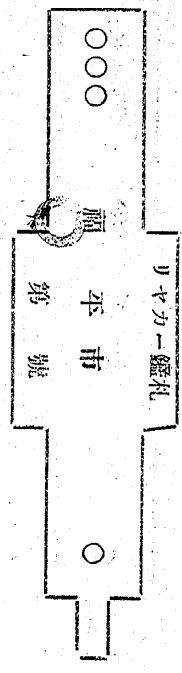
荷車鑑札

第一種



- 一、鑑札ハアルミニウム製、縦一寸七分、横一寸三分トス
- 二、文字ハ凹字赤色トス

第二種



- 一、鑑札ハアルミニウム製トス
- 二、長四寸八分、幅一寸トス
- 三、文字ハ凹字青色トス

第五號様式

市税延納許可申請書

區別	事項
年度、期別	昭和何年度何期
税目、税額	何々税金 圓
納期、期限	何年何月何日ヨリ何月何日限
延納期間	何年何月何日迄
延納ヲ要スル理由	

右延納御許可相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

右申請納税義務者

住所 氏名

平市長殿

印

第六號様式

市税下戻請求書

年度	期別	税目	金額	納入年月日	事由
昭和 年度				昭和 年月日	

右御下戻相成度此段及請求候也

年 月 日 請求者

住所 氏名

平市長殿

印

第七號様式

藝妓税附加税領收證

第何號	納人	何	某
昭和 何年度	平市	藝妓税附加税	何月分

領收額	税額	圓	錢
-----	----	---	---

右領收候也

年 月 日

平市税特別徴收義務者

何

某印

昭和 年 月 日

平市税特別徴收義務者

住所

氏

名 印

平市長 殿

第十一號様式

市税検査證

第 號
表 平市税検査 證印
裏
検査員 職氏名

告示第三〇號
平市税軽減に關する條例左の通定む

昭和十五年十月十一日

平市長 青 沼 鋒 太 該

平市税軽減に關する條例

第一條 支那事變の爲應召従軍軍人の納付する地租附加税(地方税法第五十七條第二項該當分)に付ては召集に因り田畑の所得に著しき減少あり

と認めらるる場合に限り應召の日の屬する期分より其の納付する税額の二分の一を軽減す

前項の規定は同居の戸主又は家族中に應召従軍軍人ある者の納付する地租附加税に付之を準用す

第二條 本條例の規定により地租附加税の軽減を受けんとする者は其の事實を具し納期限前市長に申請すべし

市長は前項の申請なき場合と雖も前條の規定による地租附加税の軽減を爲すことを得

附 則

本條例は昭和十五年度分よりこれを適用す

告示第三一號
平市金庫規程左の通定む

昭和十五年十月十一日

平市長 青 沼 鋒 太 郎

平市金庫規程

第一條 本市現金の出納並保管の爲市金庫を置く

第二條 市金庫事務の取扱を爲す銀行は別に定むる擔保を市に提供すべし

第三條 市金庫事務の取扱を爲す銀行はその取扱に關する一切の法令その他規程を遵守し金庫に對する監督者の指揮命令に従ひその事務を處理すべし

市金庫事務の取扱を爲す銀行はその事務を取扱ふべき者を定め市役所金庫詰所に派遣執務せしむべし

第四條 市は金庫事務の取扱を爲す銀行に對しその保管する現金にして市費に屬するものに限り支出に差支なき限度に於て運用を許すことを得

前項の運用金は市に於て拂出を要するときは何時にてもその支拂を拒むことを得ず 但し、~~之~~が爲損害を及ぼすことあるも市に對しその損害を要求することを得ず

第一項の運用金額及これに對する利息は市會の同意を得て市長に於て銀行と協定するものとす

第五條 市金庫事務の取扱を爲す銀行に於てその領收したる保管現金又は證券等は之の運用を許されたる金額を除くの外常時支拂に充つる爲めこれを保管し市長の許可なくして他に轉管等をなすことを得ず

第六條 市は毎年豫算の定むる所に從ひ市金庫事務の取扱を爲す銀行に對し事務取扱手當を交付することを得

第七條 市金庫事務取扱を爲す銀行はその事務取扱に因り生じたる損害を賠償するの責に任するものとす 但し納書又は仕拂切符の誤記又は違算に因り生じたるものは此限にあらざ

第八條 市は市金庫事務取扱を爲す銀行に對し左の場合に於て隨時その事務の取扱を停止し若し解除を爲すことを得

一 事務の取扱に關し不都合の所爲ありたるるとき

一 市の都合により必要あるるとき

一 監督官廳の命令ありたるるとき

一 本規程に違背したるとき

第九條 市金庫事務の取扱をなす銀行は前條により契約期間中事務取扱の停止又は解除せられたる爲損害を及ぼすことあるも市にその損害を要求することを得ず

第十條 市金庫事務の取扱を爲す銀行はその事務の取扱を解除せられたるとき又は取扱期間の満了したるときは五日以内に出納計算書物件目録及

収入支拂未了のものあるときはその明細書を調製し尙保管金はこれと共に市収入役又は副収入役若しは特定繼承者に引繼くべし 但し特定繼承者に引繼を爲す場合は市収入役又は収入役代理者若しは市長の命令により市吏員これに立會ふことを要す

第十一條 市金庫事務の取扱を爲す銀行は本規程第七條の場合に於てその責任を盡さざるるとき又は前條の場合に於てその保管金を引繼かざるるときは直に第二條の擔保物を處分し尙不足あるときはその不足額並にこれに因り生じたる一切の損害を賠償せしむるものとす

第十二條 市金庫事務の取扱を爲す銀行にしてその事務の取扱を辭せんとするときは少くとも二ヶ月前市長にその旨申出つべし

第十三條 前條により解除を爲さんとするときは第十一條の規定を準用す

第十四條 市長は市吏員に命じて何時にても市金庫の金櫃帳簿を検査せしむることを得 此の場合に於て市金庫事務取扱者はこれを拒むことを得ず

第十五條 市金庫事務取扱に關する帳簿書類等は年度經過後五ヶ年間これを保存すべしその取扱を解かれたるとき亦同じ

附 則

本規程は公布の日よりこれを施行す

十月三日

庶務課庶務係ヲ命ス

十月九日

○ 辭 令

書 記 新 妻 一 勇

月俸四拾圓給與
水道集納員ヲ解ク
月俸貳拾貳圓給與
水道集納員ヲ命ス

雇 雇
星 永 山
光 實

彙報

庶務

九月中文書收受發送數

部 門	收 受	發 送	計
庶務	二二九	一七八	四〇七
財務	一八八	五〇	二三八
産業衛生	二九〇	三五二	六四二
兵 事	一四三	三六一	五〇四
戶籍	二九四	三〇一	五九五
工務	六七	五六	一二三
社會	八七	三六〇	四四七
學務	一一〇	三六六	四七六
合計	一、四〇八	二、〇四二	三、四五一

九月中諸證明件數

種 別	件 數	料 金
身 分	四四	八、八〇
印 鑑	九九	一、八〇
その他	九	一、八〇
計	一五二	三〇、四〇

九月中公會堂使用狀況

種 別	回 數	日 數	使用料
有 料	一二	二二	八〇、五〇
無 料	四	四	〇
市役所使用	二四	二六	〇
計	四〇	三〇	八〇、五〇

公益質屋事業成績

(九月分)

職 業	貸附狀況	質物種類	口 數	貸附狀況
勞働者	二一件	債 券	八	八
俸給生活者	五七	家 具	四二	四二
小工業者	四三	裝 身 具	二八	二八
小商人	一四二	衣 類	一〇三	一〇三
農業者	一	その他	一	一
計	二一七	計	一八二	一八二

漁業者	1	79	計	550
その他	72	79	金	1,250
計	336	260	四月以降	5,660
四月以降	1,586	930	利	4,890
計			子	2,510
			計	1,550
			四月以降	5,000
			計	

○學務

銃後援強化週間

十月七日より十一日まで五日間銃後援強化週間を左の如く實施せり
 十月七日、市吏員各種團體代表參加し日清役以來今次支那事變に至るまでの戦歿者の募參を行う これに先ち各學校生徒兒童をして墓所の清掃を行はしむ

十月九日 午後一時公會堂に於て戦歿者の慰靈祭を執行
 銃後善行者の表彰式を擧ぐ受彰者左の如し
 平市大宇中平窪 藻谷三平
 " 中鹽 矢吹スミ子
 " 紺屋町 小泉民三
 " " 橋本豊秋
 " 幕ノ内 寺島榮治
 午後二時平市銃後援會の總會を開く

午後二時半より銃後援強化に關する講演會を開く
 午後七時より銃後援強化に關する映畫會を開く
 尙各種婦人團體、各小學校及各常會に於て慰問品及慰問文を募集し各區内出征軍人に送付せり

大政翼賛三國同盟市民大會

今般大政翼賛の發足と日獨伊三國條約成立に當り國民精神の昂揚を圖らんが爲政府の方針により大政翼賛三國同盟市民大會を左記により開催せり
 尙市内各小學校兒童は大政翼賛三國同盟を祝し市内行進を行ひたり

期日 十月十三日 午前八時
 場所 平市公會堂

- 式次第
- 一、開會の辭
 - 一、官城遙拜
 - 一、獻齋禱
 - 一、國歌齊唱
 - 一、詔書捧讀 (日獨伊三國條約締結に際し賜りたる詔書)
 - 一、式辭
 - 一、告示 (知事)
 - 一、祝詞
 - 一、宣誓
 - 一、萬歲三唱
 - 一、閉會の辭
- 市長式辭及知事告辭並宣誓左の如し
 市長式辭
 光輝ある紀元二千六百年に當り 聖旨を奉體し一億一心國民精神を振興

し興亞の大業完遂に邁進するの秋日獨伊三國條約は締結せられ又更に昨十二日を以て萬民待望の大政翼賛會の發會式を擧げられ愈國民組織運動が展開を見るに至りましたことは洵に慶賀措く能はざる處であります抑々駭國の大理想たる興亞大業の完遂は我等日本民族に課せられたる重大なる使命であり又最高の榮譽であると申さねばなりません、申す迄もなく今次の事變は我國未曾有の國難でありましてこれを突破する唯一の途は、一億國民の總力を發揮し、高度國防國家を建設するに在りと信するものであります、これが爲には強力なる國內體制を整備し政治、經濟教育、文化等凡ゆる國家國民の生活領域に於て新體制の確立を緊要とし曩に準備委員會に於て慎重研究の結果愈大政翼賛會の組織成り致し舉國一心皇運扶翼の臣道實踐運動が力強く發足を見ましたことは將に高度國防國家を確立して世界新秩序建設の指導的役割を果さむとする帝國として眞に適はしき國家體制なりと存する次第であります、今や事變は大御稜威の下忠勇無比なる皇軍將兵の奮闘と統後國民の赤誠とによりまして興亞聖業の建設着々としてその歩を進めつつありますことは甚に感謝感激に堪へざるところであります、然し乍ら變轉極りなき現下の國際情勢にありまして事變の推移は一日も樂觀を許さざるものがあり大東亞建設の前途尙幾多の艱難に遭遇するものと覺悟せねばなりません、此の秋に當り政府は大東亞及歐洲の新秩序建設を確立し世界平和の克復を期せんがため盟邦獨伊と相結び九月廿七日、日獨伊三國條約を締結せられたのであります、大詔を渙發せられ帝國の綱ふ所を明にし國民の進むべき道を御示しになりましたことは、聖慮宏遠洵に恐懼感激に堪へません、我等市民は此意深き大政翼賛運動の發足と日獨伊三國條約の成立とを祝するに方り謹みて、聖旨を奉體し益國體觀念を明徴にし大に日本精神の作興に力め、一億一心萬民翼賛の大道に格遵すると共に今次條約の本旨に則り三國の提携を緊密にし大東亞及歐洲の新秩序を建設し

進んで世界平和の克復に邁進し協心戮力如何なる難關をも突破し以て聖慮を安んじ奉らんことを期せねばならぬと存する次第であります以上所懐の一端を批瀝して式辭と致します

宣 誓

本日茲に大政翼賛運動の發足と日獨伊三國條約の成立を壽ぎ市民大會を開催せられ親しく縣民の進むべき所を示さる我等勇躍感激、聖旨を奉體し一億一心國難に當るの決意を固め萬民翼賛の大道に格遵し皇國大精神の昂揚に力むると共に三國條約の本旨に則り大東亞及歐洲新秩序の建設と進んで世界平和の克復に協力せんことを期す茲に市民の總意に基き滅私奉公の誠を致し皇運を扶翼し奉らんことを敢て誓ふ

知 事 告 辭

萬民翼賛の道を體しこれを實踐し遍く臣民道に徹するは皇國臣民の最大義務にして亦最高の榮譽たるを深く自覺せざるべからず、政府は世界の大勢と皇國の使命とに鑑み不拔の國家態勢を確立し國家の總力を擧げて不動の國是に邁進せんことを期し萬民翼賛國民組織の體制を整へ、舉國一心、皇運扶助の臣道を實踐する爲昨十二日大政翼賛會の發會式を擧げ茲に萬民待望の國民組織運動の發足を見たり、邦家の爲欣幸これに過ぐるなし、今や事變の推移は前途尙幾多の艱難を克服せざるべからず、此の秋に當り政府は大東亞及歐洲の新秩序建設を確立し速かに禍亂を戡定して世界平和の克復を期せんが爲盟邦獨伊と相結び九月廿七日、日獨伊三國條約の締結を見るに至り長くも、大詔を渙發せらる、聖慮宏遠洵に恐懼感激に堪へざるなり、吾等國民一億一心益國體の精神に徹すると共

に今次條約の本旨に則り三國の提携を緊密ならしめ以て帝國の世界的大使命の達成に精進せざるべからず、謹みて 聖旨を奉體し非常時局克服の爲愈國體の觀念を明徴にし全縣民協心戮力萬難を突破し以て 聖慮を安し奉らむことを期せむ
茲に所信を述べて告辭とす

○社 會

九月分救護狀況

種 別	世帯數	人 員	延 人 員	金 額
一般救護	三五	九六	二、八八〇	三一八、六〇
母子保護	一〇	一〇	三〇〇	四三、二〇
一時救護	四五	二四	七二〇	八〇、一〇
計		一三五	三九、〇〇	四四七、七〇

○産 業

日用品ニ關スル調査月報(小賣相場)

昭和十五年九月末調

品 名	單 位	價 格	品 名	單 位	價 格
白米一等	一キロ	三一〇	木炭(二等)	一貫目	四九五
同二等	"	三〇五	砂糖(白)	百 匁	一八五
同三等	"	三〇〇	同(赤)	"	一六八
平 麥	"	二五〇	同(黒)	"	一一八
味噌(並)	一貫目	〇〇〇	豚肉(上)	百 匁	七五〇
醬油(〃)	一 升	五〇〇	同(並)	"	六五〇
清酒(〃)	"	一〇〇	牛肉(上)	"	一〇〇
木炭(楕丸)	"	二〇〇	同(並)	"	六〇〇
黒炭(二等)	一貫目	五一一			

○戸 籍

九月中戸籍寄留件數

出 生	死 亡	婚 姻	離 婚	計	戸籍謄抄本	寄留謄抄本	計
六一	二七	二四	一	八九	閱 覽	寄留謄抄本	一四四
本籍	非本籍	計	計	計	計	計	計
一六〇	四七	二一	四七	二〇三	二四四	一〇	一三八
一六〇	四七	二一	四七	二〇三	二四四	一〇	一三八

防空

防空指導員任命

昭和十五年九月二日福島縣訓令第二十九號を以て防空指導部規程を定められたる結果本市にも防空指導部を設置することとなり本縣知事より左記の者防空指導員を命ぜらる

指導部長	青沼鋒太郎	指導部長	伊藤 秀吉
指導部員	四家久米治	指導部員	西野源次郎
根本 益利	馬場武太郎	指導部員	神長倉春造
山野邊幸傳	佐藤幸太郎	指導部員	荒川淺次郎
野崎 滿藏	大谷 武雄	指導部員	吉村安次郎
矢吹 龜作	鈴木庫左右	指導部員	松崎 松治
多田井笑次郎	萩原 義雄	指導部員	大嶺 庫
藤田 榮助	松本 徳一	指導部員	酒井 清
菅本 庄治	高橋 龜松	指導部員	鈴木庄之助
永山 勇吉	大越茂利人	指導部員	大畑 實
川又 英二		指導部員	鈴木新右工門
		指導部員	増田 忠
		指導部員	長谷川 政
		指導部員	矢吹 初彌
		指導部員	蓮沼 龍輔
		指導部員	山野邊義政
		指導部員	金古 政通
		指導部員	吉田 寅之助
		指導部員	吉田 五平

防空訓練實施

本年度第三次防空訓練は陸海軍の行ふ防空訓練に即應し眞剣なる實戰的訓練を實施し朝野官民特に指導者階級の防空能力を向上し防空認識の徹底を期し、且防空諸施設の強化促進を圖ると共に防空諸計畫の適否を検討し將

來の改善に資し以て國民防空の劃期的向上を期せんとする目的を以て十月一日より五日迄、五日間防空各般に互り眞に實戰的訓練を實施したるに警防團、自衛團、家庭防空群は勿論官民舉つし何れも警防精神充溢し極めて緊張裡に訓練を終了し、その成績良好にして殊に精神的訓練に裨益する所多く且つ防空設備資材の如きは第二次防空訓練に比し改善整備せられ所期の目的を達成したるものと認めらる

衛生

九月中衛生關係

(イ) 埋葬	死亡	一〇
	死産	二
	計	一二

(ロ) 火葬	種別	人員	金額
	本市住民	一一	八二、五〇
計	他町村民	一一	九九、〇〇
	人員	二二	一八一、五〇
計	金額	二二	一八一、五〇
	人員	一一	三六、九〇
計	金額	一一	三〇、〇〇
	人員	一一	三〇、〇〇
計	金額	一一	三〇、〇〇
	人員	一一	三〇、〇〇

傳染病患者

昭和十五年十月十五日

發行所 平市役所
發行人 青沼錄太郎

印刷者 川崎文治
福島縣平市長橋町三五番地

印刷所 常磐每日印刷株式會社
福島縣平市長橋町三五番地
電話 六三〇番